

原産品申告書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス			
No.	4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、 HS 2012）	6. 適用する原産性の基 準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産 性の基準（DMI、ACU）
7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）			
8. その他の特記事項			

9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

記 載 要 領

「輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス」欄中、輸出者の住所は、環太平洋包括的及び先進的協定締約国内であって、産品が輸出された国に所在するものとする。生産者が原産品申告書を作成する場合であって、輸出者を特定する事項が不明な場合は空欄とする。

「生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス」は、生産者が証明者又は輸出者と異なる場合に記載するものとし、同欄中、生産者が複数いる場合は、「複数」と記載するか生産者の一覧を提出する。生産者の情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の要請があった場合には提供可能」と記載することができる。生産者の住所は、環太平洋包括的及び先進的協定の締約国内であって、産品が生産された国に所在するものとする。

「輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る。）、電話番号及び電子メールアドレス」は、判明している場合には記載するものとする。

「産品の概要」欄中「品名」及び「関税分類番号」は、必須項目。「関税分類番号」は統一システム（2012年版）の関税分類番号を六桁で記載。

「産品の概要」欄について、四欄以上を要する場合には、原産品申告書（つづき（その ））（C第5292号-2）に準じて作成するものとする。この場合、申告書の作成者欄に押なつされた印（又は署名）で割印をする。

「包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)」欄中「包括的な期間」は、12 か月を超えてはならない。

「本原産品申告書の作成者」欄において、輸入者の代理人が申告する場合には、当該代理人の押印又は署名をし、輸入者の押印又は署名を要しない。